

■ 一時払い終身保険を掛ける人の相続税シミュレーション

相続財産のうちで被相続人が亡くなったことにより受け取った生命保険金は、法定相続人1人あたり500万円まで非課税となり相続税が課税されません。
このため法定相続人が3人で相続財産として生命保険金を2,000万円受け取った場合、1,500万円までは相続税が非課税となるため相続税が課税されるのは500万円になります。

生命保険には、定期保険や終身保険のように少ない保険料で死亡保険金が支払われるものと、一時払い終身保険のように保険料を一時に支払いその支払った保険料を死亡保険金として受け取るものがあります。
このうち一時払い終身保険は、保険料の2,000万円を一時に支払い、死亡したときに同じ2,000万円相当額を死亡保険金として受け取ることになります。
これに対して通常の終身保険では、加入する人の年齢や健康状態により同じ2,000万円の死亡保険金でも安い保険料で加入することができます。

また一時払い終身保険は、一時払いした保険料が死亡保険金として支払われる商品のために利回りはほとんど期待できません。保険料の金額で証券会社から投資信託などを購入したほうが利回りは高くなる場合があります。よって一時払い終身保険は、支払ってから亡くなるまでが長期間となった場合は利回り分の損失が生じる可能性があります。

一時払い終身保険を受取った場合に相続税がいくら減少するかは、法定相続人の数と相続財産の総額および債務と葬式費用の金額によって違ってきます。
このため、一時払い終身保険を掛ける前の法定相続人の数と相続財産のデータと、死亡保険金を受け取ったときの相続財産のデータから相続税シミュレーションにより相続税がいくら減少するかを試算することになります。
この相続税シミュレーションにより、一時払い終身保険を掛ける場合に減少する相続税と、同じ金額を他の金融商品で運用した場合の利回りを比較することができます。

■ 「路線価計算表ソフト」と「相続税試算表ソフト」の注意事項

「相続税試算表ソフト」は、相続人と法定相続分、相続財産と債務・葬式費用、相続税の税額控除のデータから相続税を試算します。

「相続税試算表ソフト」には、税務署の「相続税の申告のしかた（平成26年分）」のデータがサンプルとして入力してあります。税務署の手引きからデータの入力方法を確認した後に、新規にデータ入力する場合は「データの削除」ボタンよりサンプルデータを削除してください。

「路線価計算表ソフト」は不整形地、無道路地や広大地など評価方法が複雑で評価額の減額が大きい土地の計算には対応していません。

「相続税試算表ソフト」は小規模宅地等の特例を適用できる相続人の判定や、配偶者の税額軽減を最も有利に適用しているかの判定はできません。

このため実際の財産評価と相続税申告書の作成では、公認会計士や税理士などの税務の専門家や税務署の税務相談室で相談してください。

「路線価計算表ソフト」と「相続税試算表ソフト」は、税制改正による財産評価と相続税の計算誤りを防ぐために有効期限が設定してあります。

平成27年版ファイルの有効期限は平成28年12月31日になっていますので、有効期限の経過後はこのソフトの使用はできません。

このソフトは、この本の内容に対応して平成27年版を公開していますが、平成28年以降のソフトの利用とファイルのダウンロードを保証するものではありません。

■ 一時払いの終身保険を掛ける人のデータ

一時払いの終身保険を掛ける前の相続財産のデータから、課税される相続税をシミュレーションします。

■ 被相続人と相続人、相続財産、債務と葬式費用のデータ

○ 法定相続人のデータ

被相続人	伊藤太郎 父		
法定相続人	伊藤一郎 長男	同居	法定相続分 3分の1
	伊藤二郎 次男	別居(持家)	法定相続分 3分の1
	高橋幸子 長女	別居(借家)	法定相続分 3分の1

法定相続人以外に遺言による遺贈で財産を取得する人はいません。

法定相続人には、未成年者と障害者の人はいません。

次男は別居で、自宅を購入して住んでいます。

○ 相続財産と債務・葬式費用のデータ

財産と債務	細目・価額	評価額	相続する人
土地	自宅の宅地 400 m ²	路線価は1 m ² 当たり 200,000 円	長男
家屋	自宅の家屋 200 m ²	固定資産税評価額 15,000,000 円	長男
有価証券	株式 T自動車 8,000,000 円 株式 S鉄道 7,000,000 円 株式 M電気 5,000,000 円	現在の株価より	長男 次男 長女
現金・預貯金	現金 1,000,000 円 定期 M銀行 40,000,000 円 定期 J信金 30,000,000 円	現在の定期預金残高 (解約利息は加算なし)	長男 長男 20,000,000 円 次男 20,000,000 円 次男 15,000,000 円 長女 15,000,000 円
家庭用財産	家財一式 1,000,000 円	書画や貴金属なし	長男
その他	ゴルフ会員権 1,800,000 円	取引相場の70%	長男
債務	借入金 5,000,000 円	未払の税金、医療費なし	長男
葬式費用	葬儀費用 1,000,000 円	葬儀費用は推測による	長男

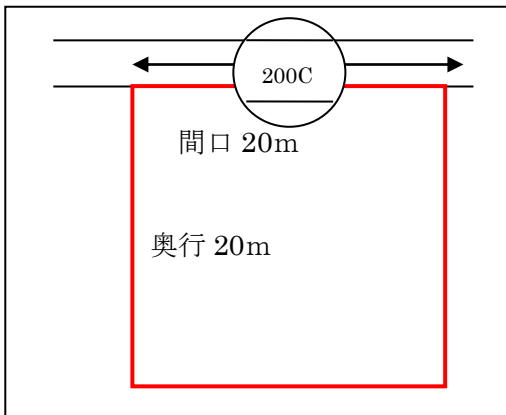
配偶者と子供に3年以内に贈与された暦年課税の贈与財産はありません。

子供と孫に相続時精算課税を選択している人はいません。

■ 路線価計算表ソフトで土地の評価明細書を作成する

○ 自宅の土地の路線価による評価額の計算

自宅の土地の路線価の1㎡当たりの評価額を国税庁ホームページで調べてから、路線価方式による土地の評価額の計算をします。



地区区分 普通商業・併用住宅
面積 $20\text{m} \times 20\text{m} = 400\text{m}^2$

評価額 $200,000\text{円 (路線価)} \times 1.00\text{ (奥行価格補正率)} = 200,000\text{円}$

$200,000\text{円} \times 400\text{m}^2 = 80,000,000\text{円}$

○ 路線価計算表ソフトへのデータ入力

土地及び土地の権利データ (路線価方式)

資産番号 1 埼玉県さいたま市

土地・所有者等のデータ [地目・路線価等のデータ] [自用1㎡当たりの価額] [総額計算による評価額]

地目 宅地

地積 m 400.00

路線価 円 正面 200,000 側方 0 裏面 (二方) 0

間口距離 m 20.00

奥行距離 m 20.00

利用区分 自用地

地区区分 普通商業・併用住宅地区

借地権割合 %

借家権割合 %

貸貸部分の床面積 m

家屋の床面積の合計 m

保存 クリア キャンセル

▼ 路線価のデータを入力
(「地目・路線価等のデータ」タブより)

- 「地目」は▽ボタンのリストから「宅地」を選択します。
- 「地籍」に「400.00」と入力します。
- 「路線価の正面」に「200,000」と入力します。
- 「間口距離」に「20.00」と入力します。
- 「奥行距離」に「20.00」と入力します。
- 「利用区分」は▽ボタンのリストから「自用地」を選択します。
- 「地区区分」は▽ボタンのリストから「普通商業・併用住宅地区」を選択します。

土地及び土地の権利データ (路線価方式)

資産番号 1 埼玉県さいたま市

土地・所有者等のデータ [地目・路線価等のデータ] [自用1㎡当たりの価額] [総額計算による評価額]

路線に面する土地	正面路線価	奥行価格補正率	1㎡当たり価額
一路線に面する土地	200,000	1.00	200,000
二路線に面する土地			0.0
三路線に面する土地			0.0
四路線に面する土地			0.0

自用1㎡当たりの価額 200,000

地積 m 400.00

総額 80,000,000

共有持分の計算 持分 0 全体 0

保存 クリア キャンセル

▼ 自用地の評価額の計算
(「自用1㎡当たりの価額」タブより)

この入力画面から、所有している土地の路線価データから自用地としての評価額を自動計算します。

- 一路線に面する土地の1㎡当たりの自用地の評価額に「400,000」と表示されます
- 自用地の評価額に面積を乗じて自動計算された金額の「80,000,000」が表示されます。

○ 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

「路線価計算表」ソフトのメインメニューの「明細書の表示」ボタンから「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」の表示用シートに移動できます。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書(第1表)						平成27年分	署
(住居表示)		被相続人		所在地		ページ	
所在地番	埼玉県さいたま市	所有者	住所(所在地) 氏名(法人名)	伊藤太郎	使用者	住所(所在地) 氏名(法人名)	
地目	原野 雑種地 畑 山林	面積	400.00	正面	側方	側方	裏面
間口距離	20.00	用途	○ 自用地 貸宅地 貸家建付地 借地権 私道	路線価	補正率	側方	裏面
奥行距離	20.00	区分	貸家建付借地権 転貸借地権 転借権 借家人の有する権利 []	地区	補正率	側方	裏面
1	一路線に面する宅地 (正面路線価) 200,000 円 ×	奥行価格補正率	1.00				(1㎡当たりの価額) 円 200,000
自用 地 1	2	二路線に面する宅地 側方 裏面	路線価 補正率	奥行価格 補正率	側方 二方	路線影響加算率	(1㎡当たりの価額) 円
	3	三路線に面する宅地 側方 裏面	路線価 補正率	奥行価格 補正率	側方 二方	路線影響加算率	(1㎡当たりの価額) 円
	4	四路線に面する宅地 側方 裏面	路線価 補正率	奥行価格 補正率	側方 二方	路線影響加算率	(1㎡当たりの価額) 円
	5-1	間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの)	間口狭小 補正率	奥行長大 補正率			(1㎡当たりの価額) 円
平 方 メ ー ト ル 当 た り の 価 額	5-2	不整形地 (AからDまでのうち該当するもの)	(不整形地補正率※)				(1㎡当たりの価額) 円
	6	無道路地 (F)					(1㎡当たりの価額) 円
の 額	7	がけ地等を有する宅地 (AからGまでのうち該当するもの)	[南 東 西 北] がけ地補正率				(1㎡当たりの価額) 円
	8	容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからHまでのうち該当するもの)	(控除割合(少数点以下3位未満四捨五入))				(1㎡当たりの価額) 円
	9	私道 (AからIまでのうち該当するもの)	0.3				(1㎡当たりの価額) 円
自 用 地 の 額	1	平方メートル当たりの価額 (AからJまでのうち該当記号)	200,000	地積	400.00	総額 (自用地1㎡当たりの価額) × (地積)	80,000,000

自宅の土地は 330 m²まで小規模宅地等の特例を適用できます。（平成 27 年 1 月以後）

小規模宅地等の特例を適用する 330 m²の評価計算
 $200,000 \text{ 円} \times 330 \text{ m}^2 = 66,000,000 \text{ 円}$
 $66,000,000 \text{ 円} - (66,000,000 \text{ 円} \times 0.8) = 13,200,000 \text{ 円}$

小規模宅地等の特例を適用されない 70 m²の評価計算
 $200,000 \text{ 円} \times 70 \text{ m}^2 = 14,000,000 \text{ 円}$

評価額の合計額 $13,200,000 \text{ 円} + 14,000,000 \text{ 円} = 27,200,000 \text{ 円}$

長男が取得した自宅の土地の評価額 27,200,000 円（小規模宅地等の特例の適用後の金額）を、「土地・土地の権利の明細書」の相続税評価額の長男欄に入力します。

■ 一時払いの終身保険を掛けない場合の相続税の計算

一時払いの終身保険を掛けない場合の相続人と法定相続分、相続財産と債務・葬式費用のデータを入力して各相続人の相続税をシミュレーションします。

■ 被相続人と相続人および法定相続分データの入力

被相続人・相続人

被相続人データ | 相続人氏名データ | 法定相続分データ

相続年月日: H27.05.10

税制改正前 税制改正後

平成27年1月以後の相続は「税制改正後」で相続税の計算をします。

氏名: 伊藤太郎

フリガナ:

生年月日: S15.10.19 年月日は H27.12.31 のように入力して下さい。

年齢: 74

住所: 埼玉県さいたま市

職業: 会社役員

保存 キャンセル

被相続人のデータを入力します。
 (「被相続人データ」タブより)

被相続人(死亡した人)の氏名、フリガナ、生年月日、年齢、住所、職業を入力します。

被相続人・相続人

被相続人データ | 相続人氏名データ | 法定相続分データ

氏名	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子		
フリガナ					
生年月日	S48.09.17	S50.03.24	S52.3.14		
年齢	67				
郵便番号					
住所					
電話番号					
職業					
続柄	長男	次男	長女		
取得原因	相続	相続	相続		

保存 キャンセル

相続人のデータを入力します。
 (「相続人氏名データ」タブより)

法定相続人や遺贈を受けた人の氏名、フリガナ、生年月日、年齢、郵便番号、住所、電話番号、職業などを入力します。

(フリガナや生年月日、郵便番号と住所の入力は省略できます)

被相続人・相続人

被相続人データ | 相続人氏名データ | 法定相続分データ

氏名	続柄	取得原因	法定相続分の計算		
伊藤一郎	長男	相続	1	0	1
			3	0	3
			x	=	
伊藤二郎	次男	相続	1	0	1
			3	0	3
			x	=	
高橋幸子	長女	相続	1	0	1
			3	0	3
			x	=	
			0	0	0
			0	0	0
			x	=	
			0	0	0
			0	0	0
			x	=	
			0	0	0

法定相続分が1になるように入力して下さい。

保存 キャンセル

法定相続分のデータを入力します。
 (「法定相続分データ」タブより)

長男の法定相続分 1/3
 次男の法定相続分 1/3
 長女の法定相続分 1/3 を入力します。

各相続人の法定相続分の合計は 1 になります。

■ 土地・土地の権利の明細書データの入力

土地・土地の権利の明細書

土地・土地の権利 | 相続税評価額 | 特例農地・山林納税適予 |

区分	物件・所在地	面積 m ²	時価評価額	相続税評価額
宅地	埼玉県さいたま市	330.00	66,000,000	13,200,000
宅地	埼玉県さいたま市	70.00	14,000,000	14,000,000
		0.00	0	0
		0.00	0	0
		0.00	0	0
		0.00	0	0
		0.00	0	0
		0.00	0	0
		0.00	0	0
		0.00	0	0
		0.00	0	0

時価による相続財産の試算表を作成するには時価評価額を入力します。小規模宅地等の特例を適用する前の金額から時価評価額で入力します。

○ K キャンセル

土地の明細と時価評価額のデータを入力します。（「土地・土地の権利」タブより）

$$200,000 \text{ 円} \times 330 \text{ m}^2 = 66,000,000 \text{ 円}$$

$$200,000 \text{ 円} \times 70 \text{ m}^2 = 14,000,000 \text{ 円}$$

土地・土地の権利の明細書

土地・土地の権利 | 相続税評価額 | 特例農地・山林納税適予 |

物件・所在地	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子		
埼玉県さいたま市	13,200,000	0	0	0	0
埼玉県さいたま市	14,000,000	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

土地は「路線価方式」または「倍率方式」で評価した金額で入力します。小規模宅地等の特例は適用後の相続税評価額で入力します。貸家地と貸家建付地は借家権割合や借家割合より減額した金額で入力します。

○ K キャンセル

取得した相続人と相続税評価額のデータを入力します。（「相続税評価額」タブより）

長男が取得した自宅の土地の評価額 13,200,000 円（小規模宅地等の特例の適用後の金額）と特例を適用しない 14,000,000 円を「土地・土地の権利の明細書」の相続税評価額の配偶者欄に入力します。

■ 家屋・構築物の明細書データの入力

家屋・構築物の明細書

家屋・構築物 | 相続税評価額 |

区分	物件・所在地	面積 m ²	時価評価額	相続税評価額
自宅	埼玉県さいたま市	200.00	15,000,000	15,000,000
		0.00	0	0
		0.00	0	0
		0.00	0	0
		0.00	0	0

時価による相続財産の試算表を作成するには時価評価額を入力して下さい。家屋は「固定資産税評価額」よりも低くなる場合があります。

○ K キャンセル

家屋の明細と時価評価額のデータを入力します。（「家屋・構築物」タブより）

家屋・構築物の明細書

家屋・構築物 | 相続税評価額 |

所在地	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子		
埼玉県さいたま市	15,000,000	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

家屋は「固定資産税評価額」の金額で入力して下さい。貸家は借家権割合を減額した金額で入力して下さい。

○ K キャンセル

取得した相続人と相続税評価額のデータを入力します。（「相続税評価額」タブより）

長男の氏名と所在地の欄に相続税評価額の「15,000,000」を入力します

■ 有価証券・債権の明細書データの入力

有価証券・債権の明細書

有価証券・債権 | 相続税評価額 | 株式の納税適予

区分	会社名・銘柄等	時価評価額	相続税評価額
その他の株式	T 自動車	8,000,000	8,000,000
その他の株式	S 鉄道	7,000,000	7,000,000
その他の株式	M 電気	5,000,000	5,000,000
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0

時価による相続財産の試算表を作成するには時価評価額を入力します。有価証券は遺産分割時の時価で入力します。

○ K キャンセル

有価証券の明細と時価評価額のデータを入力します。（「有価証券・債権」タブより）

有価証券・債権の明細書

有価証券・債権 | 相続税評価額 | 株式の納税適予

会社名・銘柄等	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子		
T 自動車	8,000,000	0	0	0	0
S 鉄道	0	7,000,000	0	0	0
M 電気	0	0	5,000,000	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

取引相場のない株式は「配当還元方式」または「その他の方式」で評価した金額を入力します。

○ K キャンセル

取得した相続人と相続税評価額のデータを入力します。（「相続税評価額」タブより）
 長男と株式の欄に「8,000,000」と入力します。
 次男と株式の欄に「7,000,000」と入力します。
 長女の株式の欄に「5,000,000」と入力します。

■ 現金・預貯金等の明細書データの入力

現金・預貯金等の明細書

預貯金区分	銘柄・金融機関名	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子		
現金		1,000,000	0	0	0	0
定期預金	M 銀行	20,000,000	20,000,000	0	0	0
定期預金	J 信金	0	15,000,000	15,000,000	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

定期性預金は既経過利子の額を加算して入力して下さい。

○ K キャンセル

現金や普通預金、定期預金、定期積金などの預金残高のデータを入力します。

「預貯金区分」は▽ボタンのリストから現金または定期預金を選択します。

暦年課税の贈与を実行前の預貯金残高を入力します。
 入力する定期預金のデータは、長男が 20,000,000 円、次男が 35,000,000 円、長女が 15,000,000 円になります。

■ 事業用財産・家庭用財産の明細書データの入力

事業用財産・家庭用財産の明細書

事業用財産区分	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子		
機械器具他減価償却資産	0	0	0	0	0
商品製品農産物	0	0	0	0	0
売掛金	0	0	0	0	0
その他の財産	0	0	0	0	0
家庭用財産等	1,000,000	0	0	0	0

事業用財産・家庭用財産は時価により評価して入力して下さい。

OK キャンセル

事業用の機械や商品などの事業用財産、家庭用の財産のデータを入力します。

長男と家庭用財産等の欄に「1,000,000」を入力します。

■ その他の財産の明細書データの入力

その他の財産の明細書

その他の財産 [相続税評価額]

区分	利用区分・銘柄等	時価評価額	相続税評価額
その他	ゴルフ会員権	1,800,000	1,800,000
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0

時価による相続財産の試算表を作成するには時価評価額を入力します。生命保険金と退職手当金は非課税限度額を差し引かないで入力します。

OK キャンセル

生命保険金や死亡退職金、ゴルフ会員権、電話加入権、書画骨とう品などのデータを入力します。

その他の財産の明細書

その他の財産 [相続税評価額]

利用区分・銘柄等	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子		
ゴルフ会員権	1,800,000	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

生命保険金と退職手当金は非課税限度額を差し引いた後の金額で相続税評価額を入力します。

OK キャンセル

ゴルフ会員権の 1,800,000 円は、長男が取得するものとして「その他の財産の明細書」の相続税評価額の長男欄に入力します。

■ 債務・葬式費用の明細書データの入力

債務・葬式費用の明細書

区分	細目・債権者・支払先	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子		
債務	M銀行	5,000,000	0	0	0	0
葬式費用	葬儀社	1,000,000	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

借入金や未払税金は相続時の残高で入力して下さい。

OK キャンセル

金融機関からの借入金、税金や医療費の未払金、不動産賃貸業の敷金などのデータを入力します。

○「第15表 相続財産の種類別価額表」

第15表 相続財産の種類別価額表 税制改正後 相続税試算表 平成27年1月以降版

		(各人の合計)	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子		
土地	田						
	畑						
	宅地	27,200,000	27,200,000				
	山林						
	その他の土地						
	計	27,200,000	27,200,000				
うち特種	通常価額						
	農地等 農業投資価額						
家屋・構築物		15,000,000	15,000,000				
事業用財産	機械器具他減価償却						
	商品製品農産物						
	売掛金						
	その他の財産						
計							
有価証券	特定同族配当還元方式会社株						
	その他の株式	20,000,000	8,000,000	7,000,000	5,000,000		
	公債及び社債						
	証券投資信託等受益						
	計	20,000,000	8,000,000	7,000,000	5,000,000		
現金・預貯金等		71,000,000	21,000,000	35,000,000	15,000,000		
家庭用財産等		1,000,000	1,000,000				
その他の財産	生命保険金等						
	退職手当等						
	立木						
	その他	1,800,000	1,800,000				
計		1,800,000	1,800,000				
合計		136,000,000	74,000,000	42,000,000	20,000,000		
相続時精算課税財産							
不動産等の価額		42,200,000	42,200,000				
特定同族会社株式のうち猶予対象株式の80%							
その他の株式のうち猶予対象株式の80%							
債務		5,000,000	5,000,000				
葬式費用		1,000,000	1,000,000				
等 合計		6,000,000	6,000,000				
差引純資産価額		130,000,000	68,000,000	42,000,000	20,000,000		
暦年課税贈与財産							
課税価格 <small>(1000円未満切捨て)</small>		130,000,000	68,000,000	42,000,000	20,000,000		

STEP1 相続税の課税価格の計算

相続税の遺産総額の合計額は 13,600 万円になります。

長男 相続財産は土地 2,720 万円、家屋 1,500 万円、株式 800 万円、預貯金 2,100 万円、家庭用財産 100 万円、その他 180 万円 = 7,400 万円

次男 相続財産は株式 700 万円、預貯金 3,500 万円 = 4,200 万円

長女 相続財産は株式 500 万円、預貯金 1,500 万円 = 2,000 万円

相続財産から債務と葬式費用を差し引きます。

長男 7,400 万円 - 債務 500 万円 - 葬式費用 100 万円 = 6,800 万円

課税価格の合計額の 13,000 万円の内訳は、長男は 6,800 万円、次男は 4,200 万円、長女は 2,000 万円になります。

○「第2表 相続税の総額の計算書」

第2表 相続税の総額の計算書 相続税試算表 平成27年1月以降版

①課税価格の合計額		②遺産に係る基礎控除額				③課税遺産総額	
第1表より	130,000,000	3,000万+(600万×					82,000,000
第3表より		3)=					48,000,000
法定相続人		法定相続分		第1表の相続税の総額の計算		第3表の相続税の総額の計算	
氏名	続柄	法定相続(分子)	法定相続(分母)	取得金額	総額基礎税額	取得金額	総額基礎税額
伊藤一郎	長男	1	3	27,333,000	3,599,950		
伊藤二郎	次男	1	3	27,333,000	3,599,950		
高橋幸子	長女	1	3	27,333,000	3,599,950		
法定相続人の数	3	合計	正	相続税の総額	10,799,850	相続税の総額	

STEP2 相続税の総額の計算

基礎控除額 3,000万円 + 600万円×3 (法定相続人の数) = 4,800万円

相続税の課税遺産総額 課税価格の合計額 13,000万円 - 基礎控除額 4,800円 = 8,200万円

課税遺産総額 8,200万円を、各相続人の法定相続分に応じて相続税額を計算してから合計します。

長男の法定相続分は 1/3 で 2,733.3万円

次男の法定相続分は 1/3 で 2,733.3万円

長女の法定相続分は 1/3 で 2,733.3万円

長男 2,733.3万円×15% - 50万円 = 359.995万円 (相続税の速算表より)

次男 2,733.3万円×15% - 50万円 = 359.995万円

長女 2,733.3万円×15% - 50万円 = 359.955万円

相続税の総額

長男 359.995万円 + 次男 359.995万円 + 長女 359.995万円 = 1,079.985万円

平成27年1月以降の相続税の速算表

区分	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0円
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

○「第1表 相続税の申告書」

第1表 相続税の申告書

相続税試算表 平成27年1月以降版
税制改正後

被相続人	氏名	伊藤太郎				
	相続年月日	H27.10.10				
相続人	氏名	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子		
	続柄	長男	次男	長女		
	取得原因	相続	相続	相続		

	(各人の合計)	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子		
取得財産の価額	136,000,000	74,000,000	42,000,000	20,000,000		
相続時精算課税分贈与財						
債務・葬式費用	6,000,000	6,000,000				
純資産価額	130,000,000	68,000,000	42,000,000	20,000,000		
暦年課税分贈与財産価額						
課税価額	130,000,000	68,000,000	42,000,000	20,000,000		
法定相続人数	3					
基礎控除額	48,000,000					
相続税の総額	10,799,800					
一般	あん分割合	0.52307692	0.32307692	0.15384615		
		0.52300000	0.32300000	0.15400000		
	あん分割合調整					
算出税額	10,799,799	5,648,295	3,488,335	1,663,169		
納税猶予の算出税額						
税額の2割加算金額						
税額控除	暦年課税分贈与税額					
	配偶者税額軽減					
	未成年者控除額					
	障害者控除額					
	相次相続控除額					
	外国税額控除額					
計						
差引税額	10,799,799	5,648,295	3,488,335	1,663,169		
相続時精算課税分贈与税						
小計	10,799,600	5,648,200	3,488,300	1,663,100		
農地等納税猶予税額						
株式等納税猶予税額						
山林等納税猶予税額						
納付すべき税額	10,799,600	5,648,200	3,488,300	1,663,100		
還付される税額						

あん分割合を入力することができます。

STEP3 相続人の納付税額の計算

相続税の総額を、各相続人の実際の分割割合に応じて按分計算します。

長男 1,079.98 万円 × 6,800 万円 ÷ 13,000 万円 = 564.82 万円

次男 1,079.98 万円 × 4,200 万円 ÷ 13,000 万円 = 348.83 万円

長女 1,079.98 万円 × 2,000 万円 ÷ 13,000 万円 = 166.31 万円

各相続人の納付税額は下記ようになります。

長男の納税額 = 5,648,200 円

次男の納税額 = 3,488,300 円

長女の納税額 = 1,663,100 円

■ 一時払いの終身保険を掛ける場合の相続税の計算

一時払い終身保険を掛ける場合は、長男が取得する予定の現金 2,000 万円を生命保険会社に支払うものとします。被相続人が死亡した時には、生命保険金として長男に 2,000 万円が支払われるとすると、生命保険の非課税限度額となる 1,500 万円を差し引いて長男に課税される相続財産は 500 万円になります。

■ 現金・預貯金等の明細書データの入力

現金・預貯金等の明細書

預貯金区分	銘柄・金融機関名	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子		
現金		1,000,000	0	0	0	0
定期預金	M銀行	0	20,000,000	0	0	0
定期預金	J信金	0	15,000,000	15,000,000	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

定期性預金は既経過利子の額を加算して入力して下さい。

○ K キャンセル

一時払い終身保険を掛ける場合の、被相続人の預貯金データを入力します。

相続財産から長男の預貯金の 20,000,000 円が減少することになります。

よって入力する定期預金のデータは、長男が 0 円、次男が 35,000,000 円、長女が 15,000,000 円になります。

■ その他の財産の明細書データの入力

その他の財産の明細書

その他の財産 [相続税評価額]

区分	利用区分・銘柄等	時価評価額	相続税評価額
その他	ゴルフ会員権	1,800,000	1,800,000
生命保険金等	D生命 一時払い終身保険	20,000,000	5,000,000
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0

時価による相続財産の試算表を作成するには時価評価額を入力します。生命保険金と退職手当金は非課税限度額を差し引かないで入力します。

○ K キャンセル

生命保険金や死亡退職金、ゴルフ会員権、電話加入権、書画骨とう品などのデータを入力します。

死亡保険金の課税額の計算
死亡保険金の非課税限度額は、「500 万円×法定相続人の数」になりますので、長男、次男、長女の 3 人分の計算になります。

その他の財産の明細書

その他の財産 [相続税評価額]

利用区分・銘柄等	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子		
ゴルフ会員権	1,800,000	0	0	0	0
D生命 一時払い終身保険	5,000,000	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0

生命保険金と退職手当金は非課税限度額を差し引いた後の金額で相続税評価額を入力します。

○ K キャンセル

生命保険金の受取額 20,000,000 円
－ 非課税限度額 15,000,000 円
(5,000,000 円 × 3 人) =
5,000,000 円

死亡保険金の非課税限度額控除後の 5,000,000 円は、長男が取得するものとして「その他の財産の明細書」の相続税評価額の長男欄に入力します。

○「第15表 相続財産の種類別価額表」

第15表 相続財産の種類別価額表 税制改正後 相続税試算表 平成27年1月以降版

		(各人の合計)	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子		
地	田						
	畑						
	宅地	27,200,000	27,200,000				
	山林						
	その他の土地						
	計	27,200,000	27,200,000				
	うち特種 農地等						
家屋・構築物	15,000,000	15,000,000					
事業用財産	機械器具他減価償却						
	商品製品農産物						
	売掛金						
	その他の財産						
	計						
有価証券	特定口座 会社株 その他の株式						
	その他の株式	20,000,000	8,000,000	7,000,000	5,000,000		
	公債及び社債						
	証券投資信託等受益						
	計	20,000,000	8,000,000	7,000,000	5,000,000		
現金・預貯金等	51,000,000	1,000,000	35,000,000	15,000,000			
家庭用財産等	1,000,000	1,000,000					
その他財産	生命保険金等	5,000,000	5,000,000				
	退職手当等						
	立木						
	その他	1,800,000	1,800,000				
	計	6,800,000	6,800,000				
合計	121,000,000	59,000,000	42,000,000	20,000,000			
相続時精算課税財産							
不動産等の価額							
		42,200,000	42,200,000				
特定向族会社株式のうち猶予対象株式の80%							
その他の株式のうち猶予対象株式の80%							
債務等	債務	5,000,000	5,000,000				
	葬式費用	1,000,000	1,000,000				
	合計	6,000,000	6,000,000				
差引純資産価額		115,000,000	53,000,000	42,000,000	20,000,000		
暦年課税贈与財産							
課税価格 <small>(1000円未満切捨て)</small>		115,000,000	53,000,000	42,000,000	20,000,000		

STEP1 相続税の課税価格の計算

相続税の遺産総額の合計額は 12,100 万円になります。

長男 相続財産は土地 2,720 万円、家屋 1,500 万円、株式 800 万円、預貯金 100 万円、家庭用財産 100 万円、その他 680 万円 = 5,900 万円

次男 相続財産は株式 700 万円、預貯金 3,500 万円 = 4,200 万円

長女 相続財産は株式 500 万円、預貯金 1,500 万円 = 2,000 万円

相続財産から債務と葬式費用を差し引きます。

長男 5,900 万円 - 債務 500 万円 - 葬式費用 100 万円 = 5,300 万円

課税価格の合計額の 11,500 万円の内訳は、長男は 5,300 万円、次男は 4,200 万円、長女は 2,000 万円になります。

○「第2表 相続税の総額の計算書」

第2表 相続税の総額の計算書 相続税試算表 平成27年1月以降版

①課税価格の合計額		②遺産に係る基礎控除額				③課税遺産総額	
第1表より	115,000,000	3,000万+(600万×					67,000,000
第3表より		3)= 48,000,000					
法定相続人		法定相続分		第1表の相続税の総額の計算		第3表の相続税の総額の計算	
氏名	続柄	法定相続(分子)	法定相続(分母)	取得金額	総額基礎税額	取得金額	総額基礎税額
伊藤一郎	長男	1	3	22,333,000	2,849,950		
伊藤二郎	次男	1	3	22,333,000	2,849,950		
高橋幸子	長女	1	3	22,333,000	2,849,950		
法定相続人の数	3	合計	正	相続税の総額	8,549,850	相続税の総額	

STEP2 相続税の総額の計算

基礎控除額 3,000万円 + 600万円 × 3 (法定相続人の数) = 4,800万円

相続税の課税遺産総額 課税価格の合計額 11,500万円 - 基礎控除額 4,800円 = 6,700万円

課税遺産総額 6,700万円を、各相続人の法定相続分に応じて相続税額を計算してから合計します。

長男の法定相続分は 1/3 で 2,233.3万円

次男の法定相続分は 1/3 で 2,233.3万円

長女の法定相続分は 1/3 で 2,233.3万円

長男 2,233.3万円 × 15% - 50万円 = 284.955万円 (相続税の速算表より)

次男 2,233.3万円 × 15% - 50万円 = 284.955万円

長女 2,233.3万円 × 15% - 50万円 = 284.955万円

相続税の総額

長男 284.955万円 + 次男 284.955万円 + 長女 284.955万円 = 854.985万円

平成27年1月以降の相続税の速算表

区分	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0円
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
2億円以下	40%	1,700万円
3億円以下	45%	2,700万円
6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

○「第1表 相続税の申告書」

第1表 相続税の申告書

相続税試算表 平成27年1月以降版
税制改正後

被相続人	氏名	伊藤太郎				
	相続年月日	H27.10.10				
相続人	氏名	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子		
	続柄	長男	次男	長女		
	取得原因	相続	相続	相続		

	(各人の合計)	伊藤一郎	伊藤二郎	高橋幸子		
取得財産の価額	121,000,000	59,000,000	42,000,000	20,000,000		
相続時精算課税分贈与財						
債務・葬式費用	6,000,000	6,000,000				
純資産価額	115,000,000	53,000,000	42,000,000	20,000,000		
暦年課税分贈与財産価額						
課税価額	115,000,000	53,000,000	42,000,000	20,000,000		
法定相続人数	3					
基礎控除額	48,000,000					
相続税の総額	8,549,800					
一般	あん分割合	0.46086957	0.36521739	0.17391304		
		1.00000000	0.46100000	0.36500000	0.17400000	
	あん分割合調整					
算出税額	8,549,799	3,941,457	3,120,677	1,487,665		
納税猶子の算出税額						
税額の2割加算金額						
税控除	暦年課税分贈与税額					
	配偶者税額軽減					
	未成年者控除額					
	障害者控除額					
	相次相続控除額					
	外国税額控除額					
計						
差引税額	8,549,799	3,941,457	3,120,677	1,487,665		
相続時精算課税分贈与税						
小計	8,549,600	3,941,400	3,120,600	1,487,600		
農地等納税猶子税額						
株式等納税猶子税額						
山林等納税猶子税額						
納付すべき税額	8,549,600	3,941,400	3,120,600	1,487,600		
還付される税額						

あん分割合を入力することができます。

STEP3 相続人の納付税額の計算

相続税の総額を、各相続人の実際の分割割合に応じて按分計算します。

- 長男 854.98 万円 × 5,300 万円 ÷ 11,500 万円 = 394.14 万円
- 次男 854.98 万円 × 4,200 万円 ÷ 11,500 万円 = 312.06 万円
- 長女 854.98 万円 × 2,000 万円 ÷ 11,500 万円 = 148.76 万円

各相続人の納付税額は下記ようになります。

- 長男の納税額 = 3,941,400 円
- 次男の納税額 = 3,120,600 円
- 長女の納税額 = 1,487,600 円

■ 相続税シミュレーションの比較表

相続税額の比較表

	一時払いの終身保険を掛けない場合	一時払いの終身保険を掛けた場合
相続税額	10,799,600 円	8,549,600 円

一時払いの終身保険を掛けない場合と、一時払いの終身保険を掛けた場合では、納付する相続税が 2,250,000 円ほど違ってきます。

この相続税シミュレーションの結果により減少する相続税と現金 2,000 万円を他の金融資産で運用した場合の利回りによる利益金額とを比較することになります。

○ 生命保険金の課税関係について

交通事故や病気などで被保険者が死亡し、保険金受取人が死亡保険金を受け取った場合には、保険料の負担者、保険金受取人、被保険者がだれであるかにより、所得税、相続税、贈与税のいずれかの課税の対象になります。

保険料の負担者	被保険者	保険金受取人	税金の種類
B	A	B	所得税
A	A	B	相続税
B	A	C	贈与税

※ 被保険者 A が死亡したものとする。

相続税が課税されるのは、死亡した被保険者と保険料の負担者が同一人の場合です。受取人が被保険者の相続人であるときは、相続により取得したものとみなされ、相続人以外の者が受取人であるときは遺贈により取得したものとみなされます。

生命保険金による相続税の非課税は「500 万円×法定相続人の数」ですが、相続財産が多額の場合は節税効果も少なくなります。

このような場合は、生命保険金を相続財産とはせずに所得税の一時所得とすることで、相続税の非課税を利用するより税金の支払いを少なくすることができます。

(一時所得は 50 万円の特別控除を控除してから、給与所得など他の所得と合算する前に半分にします。) 生命保険金を一時所得とするには子供が生命保険料を支払っている必要がありますが、子供が毎年支払う生命保険料を親から子供へ贈与することもできます。

■ シェアウェア版システムについて

Soft-j.com は Excel と VBA を利用して会計処理、給与計算、年末調整の日常業務と所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税、財産評価の税金計算を効率化するシステムをインターネットで公開しています。

<http://www.soft-j.com>

システム名	システムの機能
VBA 相続税申告書	相続財産、債務、税額控除から相続税申告書の第 1 表から第 15 表を作成します。
VBA 財産評価・土地	相続または贈与を受けた土地、山林、動産の財産評価明細書を作成します。
VBA 財産評価・株式	相続または贈与を受けた株式、預貯金、権利の財産評価明細書を作成します。

相続税と財産評価のシェアウェア版システムは、公認会計士、税理士および司法書士の方の専門家用システムとして公開しています。このため、相続税と財産評価についての詳しいヘルプやデータの入力方法のフローチャートは準備していません。

相続税と財産評価についての基礎的な知識と最新の情報は、国税庁ホームページなどを参考にしてください。